

A・ルトフィ著

『産油国機構と石油』

Ashraf Lutfi, *OPEC Oil*, Middle East Oil Monographs No. 6, Beirut: The Middle East Research and Publishing Center, 1968, 120 p.

I

経済発展を志向する発展途上諸国にとって、いわゆる植民地主義の遺産でもある1次産品輸出産業が、いわば「飛び石」(enclave) 的存在としてその国民経済形成上の問題となっていることはあらためていうまでもない。

通常1次産品問題が論ぜられる場合「石油」は除外されている。その理由は詳らかでないが、おそらく石油の輸出版売量の規模が大きいことおよびその価格水準により産出国の側でも巨額の安定した収入が得られるという判断に基づいてのこととおもわれる。しかしながら、その主要産出国にとって、石油が1次産品として自国経済の最重要問題であることには変わりない。

周知のように石油産業は、“Big Seven” と呼ばれる少数の巨大国際石油資本を中核として、探鉱・開発から生産、精製、輸送、配給、販売に至る垂直的一貫総合経営 (fully vertical integration) のもとに運営されてきた。さらにそれは、石油資源の賦存地域とそれを輸入・消費する地域とが双極化していること (bipolarization of supply and demand) もあって、すぐれて「国際的」な産業であるという特徴をもっているのである。換言すれば、石油産業はすなわち国際石油産業であり、そこでの価格設定ないし生産量の決定が、「寡占的」な国際資本を中心になされてきたことを意味する。

1960年のイラン、イラク、クウェート、サウジアラビアおよびベネズエラの5カ国による「産油国機構」(OPEC=Organization of the Petroleum Exporting Countries) の設立は、こうした事実と密接な関係をもっている。

すなわち、OPEC 設立の直接的原因は、1959年2月と翌1960年8月の2度にわたり、国際石油資本によって中東原油の輸出建値たる「公示価格」(posted price) が引き下げられたことにある。それは、中東における主要石油産出国の石油収入 (利権料、租税など) が、公示価格に基づいて算定されることに利権協定上定められているからにほかならず、石油会社による公示価格の引下げは、

ただちに産出国収入の低減をとまらうからである。

けれども OPEC 設立の背景には、自立経済の達成を希求する Economic nationalism という意識が存在していること、具体的にいえば、これらの石油産出国にとってもっとも重要でありかつ現代経済植民地主義の象徴でもある石油産業に対し、主権国家としての立場から参加・介入をはかり、それを通じて自国石油産業を「飛び石」的存在たるにとどめず、国民経済形成への不可分の要素たらしめたいという強い願望があることはいまでもない。

とはいえ、1951年にイランが企図した急進的な国有化政策は、国際石油資本による海外輸出市場の寡占的支配体制という巨大な壁にさえぎられてその所期の目標を達成しえず、けっきょく1954年に国際資本との妥協を余儀なくされている。したがって、国内タカ派の突上げによる急進的政策は産油国としてとるべき道ではない。

かといって国際資本の恣意的行動を坐視することはできない。残された道は、国際資本の共同支配体制に対抗しうる拮抗力 (countervailing power) をもつことであり、それには利害を同じくする国々が団結することである。そしてこの拮抗力を利用しつつ、現実主義的な参加・介入をはかることが相対的に得策となる。

いわゆる「南」の国々に属する主要石油産出国が、それぞれ国営石油企業の設立とその育成に努めるかたわら OPEC に結集したのは、こうした理由によるとみてよい。

兩来ほぼ10年の歳月が流れ、OPEC の存在意義、石油産出国の石油政策ないし国際石油資本との関係などが改めて検討されるべき時期にきている。その意味で本書は、まことに時宜に適した評価および問題提起を試みた書物であるということができよう。

ちなみに本書の著者ルトフィ氏は、パレスチナ出身でアラブ世界の石油技術官僚としてほぼ20年のキャリアをもち、1965~66年にはクウェート政府代表として OPEC 事務局長を勤め、またクウェート国営石油会社 (Kuwait National Petroleum Co.) にも創立以来経営陣に参画している人である。こうした経歴から、OPEC 内外の事情に精通しかつ国際石油産業の未公表資料に接した人として、OPEC と主要石油産出国の政策的諸問題を総合的に評価しうる最適任者の1人だといっていよい。

II

さて本書の章節区分を示せば以下のとおりである。

第1章「OPEC 加盟諸国の国営石油会社」

- 第2章「国際石油産業の構造」
- 第3章「下流部門投資の問題」
- 第4章「OPEC と OPEC 国営石油会社」
- 第5章「途方もない問題＝国有化？」
- 第6章「共同生産計画」
- 第7章「考えをあらわにする」
- 結 び

戦後あとがき「国有化の新局面」

- 付録 1. 各国営石油会社の設立目的
2. 第1回OPEC国営石油会社代表会議報告
 3. 1952, 56, 61および65年の世界原油生産シェアー
 4. 1948～63年原油公示価格
 5. 天然資源に関する恒久主権についての国連総会決議

著者はまず第1章において、OPEC加盟諸国の国営石油会社による国際石油市場への登場が、OPECとその加盟諸国のプラスとなるか否かはともかくとして、早晚OPEC最大の問題となるろうとし、つぎのように述べている。

本書執筆現在 OPEC 加盟8カ国のうち、6カ国が国営石油会社をもっている。NIOC（イラン）、Permina（インドネシア）、CVP（ベネズエラ）、KNPC（クウェート）、Petromin（サウジアラビア）、INOC（イラク）がそれである。そして関係諸国は国営石油会社が自国の石油権益の擁護と、国民経済の強化に役立つことを期待している。

付録1.にみられるごとく、国営石油会社は国際的な総合一貫経営をその設立目的としており、現にNIOCは国内にコスト原油（cost crude）をもち、国内精製・販売事業を行なうかわら、マドラス製油所など海外へも進出している。KNPCも近代的な輸出製油所をもち、コペンハーゲンに配給基地を設け、あるいは輸送事業にも手を出すなどの動きをみせている。

しかしながら、これら国営石油会社は、当面顧客に対して信用を築きあげていかねばならぬ「新規参入者」（newcomers）でもある。したがって、市場進出に際しては既存の市場価格を値引きする必要がこころうる。新規参入者としてのこうした立場は、最大可能な（課税）価格水準の維持を希求するOPEC 8カ国のジレンマとなるのである。この問題は1965年の第10回OPEC会議でもとりあげられ、翌年カラカスにおいて国営石油会社代表が一堂に会し、相互協力を密接にすること、とくに共同販売会社設立の可能性を検討するよう勧告するなどの動き

がみられた。

問題は国際石油産業の構造的条件にある（第2章）。著者によれば、1950年代の後半以降、ベネズエラ、中東などの石油資源開発事業に independents（注：7大石油会社の系列に属さない独立系諸会社のこと、これにはアメリカ系のほか日本、イタリア、フランスなど主要石油輸入消費国系のものなどがある）が進出してきたが、これらは新規参入者として、原油の開発・生産についてはコスト高（石油産出国との折半出資その他の理由により、7大石油会社の保有する在来型利権の場合より割高となる）、販売面でも大会社に比して不利な立場にある関係上、バーレル当たり15～35セントの利潤格差に甘んじているとみられる。

こうした状況のもとで、OPEC国営石油会社としては、はたして適正な利潤をあげうるかどうかという問題をかかえているわけである。

さらによりいっそう重要な問題は、下流部門投資（注：下流部門＝downstream とは精製および販売部門を意味する石油産業用語）の動向にある（第3章）。

戦後とくに1950年代の後半以降における製油所立地は、原油産地から消費地に移ってきている。これは中東の石油産出諸国が、たとえば原油生産の30%以上を産地精製するというベネズエラのような法的義務づけをしていないこと、石油輸入・消費国による消費地精製への圧力という事情にもよるが、いずれにしても中東石油産出国としては、こうした下流部門投資の傾向とその影響という問題をあらためて検討する必要がありそうである。

製油所立地がどのような傾向をもっていたにせよ、原油の主要供給者（巨大資本）が下流部門の系列会社に原油を公示価格で引き渡し、それでも精製事業から若干収益をあげていた1950年代の後半の時期までは、石油精製業はかなり有利な事業であった。しかし、その後独立系諸社の原油が市場に出回り、大手国際石油会社と独立系諸社の地場精製業者をめぐる競争が起こり、それがため原油価格の過度の値引きを生じ、国際石油会社の精製利潤は縮小しはじめ、ほとんどゼロにちかくなっている。したがって、大手国際会社は系列下の製油所に対して、もはや公示価格で原油を供給しえないこと、にもかかわらず消費国政府に対し適当な利潤を計上し、かつ所得税を納めていることを示さなければならないという立場に追い込まれている。

もし消費国政府が値下げ運動を続け、「観念的」(notional) な精製利潤への課税が一般的となれば、それは、石

油産出国の原油課税対象価格への圧力をますます増加させることになる。もちろん石油会社がふたたび公示価格で原油を仕切るか、それとも製油所立地を石油産出国内にすれば、そうした「観念的」な利潤への課税は起こらないであろう。

EEC 諸国では1964年4月21日の協定で、EECの石油政策が「低廉」かつ安定した供給源を多様化することにあるとした。けれども、価格の低廉性は長期の供給安定化と両立するものではない。

とはいえ、価格に関して石油産出国と消費国との間には利害対立があり、現在の市場条件は産出国に不利となっている。

著者は以上のような現状認識のうえで、OPECとその加盟諸国の国営石油会社の意義をあらためて検討する(第4章)。

1960年8月以降今日に至るまで、「公示価格」の再引下げは石油会社により試みられていない。このことは、公示価格が建値を意味する従来の通念はもはや正確でなくなり、「課税対象価格」(tax price)もしくは「参照価格」(reference price)となっていることを示している。その意味で、OPEC設立はこうした課税対象価格を凍結せしめたという実質的成果をもたらしたといえよう。

とまれ OPEC としては、その本来の目標を達成しなければならない。それには、(1)競争その他市場を悪化させる要因の除去により、課税対象価格を保持すること、(2)1960年8月以前の水準まで公示価格を引き上げること、(3)加盟諸国の石油の石油政策を統一すること、(4)ベネズエラ、中東(リビアを含む)およびインドネシアというOPEC 3大地域の原油価格の均衡を維持すること、(5)加盟国の利益を保全する最良の手段を決めること、(6)OPEC国営石油会社の市場参入により生ずるジレンマ、などに積極的に取り組むことが必要である。

とくにこの最後の問題はきわめて重要である。それはOPECとしては公正な(ということではできるだけ高い)価格が望ましいのに対し、国営石油会社としては、たとえ価格がどうであろうとも利潤を追求したいとする熱意をもっており、二律背反の関係にあるからである。

もしそうだとすれば、両者の利害調整の唯一の方途は石油市場を売手市場に変革することしかないが、それは当分実現しそうにない。というのは、潜在的な原油供給源過剰の時代にあつて、いちばん重要なポイントは供給源の所有にあるのではなく、市場販路、具体的にはガソリン・ステーションや精製品供給長期契約の所有いかん

にあり、ついで原油の引取りを保証する精製諸設備の所有権にある。したがって、石油産出国が一国のみで国有化に走ることは「生きるか死ぬか」の問題となる。

こうした観点から、著者ルトフィは国有化の損益計算を試みる(第5章)。その結果、一国が単独で国有化を行なった場合も、全石油産出国が共同でそれを行なった場合でも問題の多いことがわかる。つきつめていくと、現在の生産水準に影響を与えないかたちで単位当たり収益率を向上させていくことが、石油産出国にとって相対的に得策である。それには国有化方式に訴えるよりも、75:25の利潤配分を保証する折半出資方式をとり入れることである。

その場合、出資に見合う原油取得分の全量を国営企業で販売しうるかどうか大きな問題となるが、その成否いかんは、OPECが市場秩序と需給均衡をどの程度もたらしうるかにかかっている。しかしながら、OPEC諸国にとって、石油がいったん国境外に出てしまうとなかなかおもうように事態を收拾しにくいという事情もあり、OPEC諸国の領域内での努力すなわち生産面における秩序確立に向かわざるをえない。

それはいうまでもなく合理的生産秩序すなわち共同生産計画にほかならない(第6章)。1964年12月にOPEC経済委員会が創設され、生産計画化の問題がとりあげられたのは以上のような理由による。この共同生産計画については、石油需要の年次増加率をいかにして精密に予測するかという問題が出てくるほかに、その増加率に応じてどのような生産割当を行なうか、それを行なうのは政府か石油会社か、というようなむずかしい問題がいくつか出てくる。しかし、それらはけっして克服不可能な障害ではあるまい。

たとえば生産に関する権限は従来石油会社に帰属し、会社側は契約の神聖を理由に法的疑義を提示するであろうが、天然資源の開発はその国のナショナル・インタレストに即してなさるべきだとする国連総会決議(付録2. 参照)を想起する必要がある(第7章)。

著者の見解によれば、これまでのOPECによる目標達成への努力はかなりスロー・テンポである。もしOPECに弱さがあるとすれば、それはOPEC加盟諸国がOPECのもつ潜在的な力を十分理解していない点にあるとおもわれる(第8章)。したがって、かかる力を認識しOPEC活動のペースを早める必要がある、と。

III

以上が本書の概要である。なお著者は「戦後あとがき」として、1967年の中東戦争以後における政治状況から、国有化をすべきか否かだけでなくいつなすべきかという問題が提起されているとすれば、その国有化は、(1)全関係国が共同で行なうこと、(2)国有化した石油の処分(販売)は単一の機関に委託するべきこと、(3)国有化石油の50%相当を輸送しうるタンカー船団を5~10年計画で用意すること、などを考慮する必要があるとし、その場合の所要経費について具体的な試算を行なっている。

本書を通読してまず感ずることは、著者が全体として石油産出諸国およびOPECをめぐる問題の所在をかなり適確にとらえていることであろう。これは冒頭で紹介したように、著者がその経歴からOPEC内外の諸事情に精通していることにもよるが、いずれにしても、著者がいわば reactive nationalist としてではなくむしろ enlightened nationalist としての立場から、石油産出国の政策的方向と克服すべき課題をわれわれに示してくれたことに本書の意義があるといえよう。

たとえば著者は、原油高価格水準の維持を希求するOPEC的立場と、国際石油市場における新規参入者としての国営石油会社の企業的立場とが、二律背反の関係にあることを明らかにしているが、これは、OPECの関係者が、かかる現実のジレンマを初めて認めたものとして注目に値する。すなわち、OPEC機構は国際的寡占資本たる7大石油会社に対する拮抗力たることにその意義があるにもかかわらず、OPECとその加盟国としては、これら国際資本により形成される寡占価格の存在によって利益を享受しうるわけで、そうした利害関係の皮肉な一致をOPEC関係者の1人が暗黙のうちに認めたことは一応評価されている。

問題は、下流部門投資にふれた第3章における著者の考え方にある。その中で著者は、近年における国際原油価格の低下傾向について、その元凶があたかも独立系諸社の参入にあるかのごとき判断を示しているが、この問題についてはすでにP・H・フランケル博士が「価格低下は独立系諸社の原油ないし連原油の進出によるものではなく、7大石油会社相互の競争による」と指摘している(Paul H. Frankel, *Oil: The Facts of Life*, London, 1962)。

換言すれば、かかる傾向は近年における世界的なエネルギー需要の加速度的増大化により、国際石油市場がい

わば「協調的寡占」から「競争的寡占」へと転化したことを意味する。その場合価格の変更は、限界生産者(ここでは独立系諸社がそれにあたる)によって主体的になされるのではない。かかる状況のもとにおけるプライス・リーダーシップが、寡占的供給者(この場合7大石油会社)により保持されていることは経済学者が一致して認めているところである。それにもかかわらず、上述のごとき著者の判断が出てくるのは、著者自身の下流部門の市場構造ないし市場行動に関する検討が不足していることによると思われる。

つぎに著者が第6章において国際石油市場の秩序回復、需給均衡化をもたらす手段として合理的な共同生産計画実施の必要性を説いていることにも若干問題がある。それはOPEC加盟国の間に原油生産シェアの策定をめぐる基本的な利害対立が存在するからである。この種の問題については、常に「先発」と「後発」の利害不一致およびアウトサイダーの存在により実効性が期待しえないことは、すでに他の国際商品(砂糖などはその典型例)において経験済みのところである。

OPECによる目標達成への努力がスロー・テンポであり、OPEC本来の力が発揮されていないのは、著者がいのように加盟諸国がOPECの潜在的な力を認識していない点にあるのではなく、まさに加盟諸国間の利害不一致に由来する面が少なからずあるというべきであろう。

にもかかわらず、総じて本書は少なくとも石油産出国が当面している問題点をかなり適確にとらえており、その引用数値(とりわけ付録3.の世界原油生産の会社別シェアなど)も有用である。もちろん、本書は石油産業の基礎知識をもち合わせていない人にとっては判りにくいと思われるが、石油産業、石油産出国ないしOPEC問題の研究者にとっては好個の文献だといえることができる。

(経済成長調査部主任調査研究員 松村清二郎)